

労働基準関係法令違反に係る公表事案

石川労働局

最終更新日：令和7年5月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(有) 渡瀬建設	石川県鳳珠郡	R7.2.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2メートルの屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.2.3送検
日本海リネンサプライ（株）	石川県金沢市	R7.2.13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の起動装置に錠を掛け、起動装置に表示板を取り付ける等、機械を運転させることを防止する措置を講じなかったもの	R7.2.13送検
個人事業主	福岡県北九州市	R7.3.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	公費解体現場における高さ約2メートルの屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.3.18送検